

BRIDAL

INDUSTRY

ブライダル産業新聞

NEWSPAPER

発行所：(株)ブライダル産業新聞社 〒104-0061 東京都中央区銀座 8-11-1
TEL 03 (5537) 8531 FAX 03 (5537) 8533 発行人：池田義信 年間購読料 32,400円(消費税込み)
E-mail：info@bridalnews.co.jp

OCTOBER

21

第998号



JASRACによる映像事業者提訴から半年が経過。ブライダル音源の適正処理に関して大きな分岐点となったのは確かであり、流れが一気に加速している。一方、運用をスムーズに進めていく上で、会場がいかに関与していくかも問われている。今号では、管理者、事業者、さらに権利を持つ作家の立場から、音源適正利用を検証していく。

BIA含めた4者協議開始 施設が主体となるスキームの構築へ

プランナーの理解求め 説明ツール制作に着手

7月、日本ブライダル文化振興協会（BIA）、JASRAC、日本レコード協会、ISUMの4者は、音楽著作権の適正利用に向けた協議を開始した。

これまでは音響・映像事業者向けにブライダル音源の理解を深める取り組みを進め、3年が経過し一定の成果が出てきている。そうした中、施設からも、コンプライアンスの観点を踏まえ、主体的に関与していこうという声が徐々に始まってきた。施設主体で進めるために、新たなスキーム作りが必要になっていた。

さらに、適正処理のスキームをスムーズに運用していく上で欠かせないのが、カップルと直接対面する現場のプランナーの理解。例えば、記録用ビデオ。2、3曲を使用するプロフィール、エンドロールビデオと異なり、記録用ビデオは使用する楽曲数も一気に増え

る。当然、申請料金に関しては、カップルに負担してもらうことが現実的であるが、そのことを事前に説明するためには、現場のプランナーの著作権に関する理解は必須。さらに、カップルに理解してもらうための、説明ツール作成などによるスムーズな運用も求められてきた。

この2つの課題にしっかりと対応していく目的から、4者協議がスタートした。これまでの関連業者主体のスキーム図だけでなく、施設主体のものも作成し、2パターンの運用をサポートしていく。

本紙も適正利用への取り組みがスタートした3年前から、ブライダル音源利用に関する著作権問題を取り扱ってきた。これまでは、関連事業者向けの普及が中心であったが、ブライダルの構造を考えれば、施設が主体的にならなければ絵に描いた餅に終わるとの提言を何度も行なってきた。実際、責任が生じる関連事業者が適正利用を進めたくても、施設側がそれは不要と切り捨ててしまえば、違法利用はいつまで経っても改善されない。適正利用を進言する事業者は面倒とばかりに、施設側が契約を切る

という事態も生じていた。施設が変わらなければ、真の意味での適正利用が実現しないのは明らかだ。

その点、今回の4者協議は、大手ブライダル企業を中心とした、コンプライアンスを重視する施設側の意識の向上を受けてのものであり、業界全体に波及する影響に期待も大きい。

表に出ない紛争事案も 金額は数億円に達する

これまでの関連事業者に対する取り組みから、一歩進んだ形で施設への普及の段階に入るわけだが、同時に、適正利用が広がってきた状況を踏まえ、違法状況には様々な措置を取っていくことも明らかだ。「適正利用をしている事業者が損をしないように」を大前提にすれば、違法利用の事業者を野放しには出来ない。

3月にJASRACが映像事業者を提訴したニュースは、業界内に大きなインパクトを与えたが、それ以外にも提訴までいかずとも紛争事案となったケースは存在する。ISUMに登録していない事業者、登録しながらも適正処理を行っていない事業者に対し、権利者側は過去分の清算を求め個別に交渉を行ってきた。日本レコード協会によると、こうした事案で解決してきたケースが複数あり、過去の使用料分を一括又は分割で支払ってもらっているという。その金額は数億円に達する。それ以外にも、侵害行為をストップさせる



▲映像事業者には理解も進んでいる（イメージ）

JASRAC フリー音源の中にも管理楽曲

適正利用の運用面で懸念しているのが、記録用ビデオの取り扱いです。事業者に話を聞くと、楽曲数も多く、さらにどの程度の利用料金か事前に把握できない記録用ビデオは、受注を断ってしまう、フリー音源に全て差し替えるといった対応が増えているとのことでした。ところが、フリー音源にすると、イメージと異なっているというクレームも発生しているようです。だからこそ、事前にしっかりと説明する必要があり、また、カップル自身にも著作権を理解



複製部長
江見浩一氏

してもらうため、今後説明用パンフレットの制作の必要性を感じています。また著作権フリーの楽曲に関して、実際に調べてみるとJASRACの管理楽曲も数多くあることが判明しました。中には、録音自体がNGというものもあります。知らないうちに権利侵害になっているケースもありますので、注意してもらえれば。

音源適正利用をおさらい

ブライダル音源の対象は、音響、演出用ビデオ、記録用ビデオなどへのCD音源の複製。CD音源には著作権隣接権、さらに作家の著作権があり、許諾を得ずにコピーすることは出来ない。結婚式音響用に他の記録媒体に、プロフィール・記録用ビデオなどに結婚式で流れているCD音源を複製する場合には、それを管理するレコード会社（代行するのが日本レコード協会）、JASRACの許諾・申請料金の支払いが必要となってくる。

ための警告の数は、100件を超えている。

「地方にまでは目が届かない」と安閑としている事業者もいるが、そんなことはない。実際に、前記の過去分を清算した事業者は、東海、九州、近畿といった地域の事業者だ。権利者は、侵害行為に対して、厳しい監視の目を向けている。内部告発やネット上でアップされている音源を即座にキャッチするシステムの利用。また、JASRACに関しては、演奏権でほとんどの施設と契約し、状況は把握できる立場だ。

もちろん、こうした監視の目を厳しくし、厳正に対

応しているのは、適正利用を進める施設、関連事業者との不公平感をなくすためだ。実際に、3年前から適正に利用し、申請料金を支払ってきた施設や事業者が存在していることから、これまで適正でなかった事業者に、過去の清算分を支払ってもらうというのは当然の理屈でもある。

4者協議の開始で、権利者が施設側への普及を本格的に取り組んでいくというのは、今後一定の時間が経過した段階で、施設に対しても違法事業者と一心同体だとみなして厳正な法的措置を取ることが十分に予想される。